

平成 31 年度からの事業の見直しについて(報告)

1. 支所からのお知らせ

市政だよりと重複する情報を整理し、支所地域のお知らせに特化した内容に見直すことに伴い、発行体制を変更するもの

<平成 31 年度以降の発行体制>

- ・ 偶数月または奇数月の隔月発行(通常版)
- ・ 通常版には、支所地域限定の市政情報やお知らせを掲載
- ・ 地域のできごと等は年 1 回発行の特別版にて掲載
- ・ A3 両面中折 4 ページ、フルカラー印刷での発行
- ・ タイムリーにお知らせする必要がある情報については回覧板で対応

年 7 回発行
+
随時回覧

2. 「ふるさと創生基金事業」と「地域の宝磨き上げ事業」の一本化

地域の特色に応じた、柔軟な事業費配分を可能とするため、「ふるさと創生基金事業」と「地域の宝磨き上げ事業」を一本化するもの

<一本化のイメージ>

<ふるさと創生基金事業>
市民団体の連帯の強化、地域振興に関する取り組みを支援

<地域の宝磨き上げ事業>
地域委員会で選定された「地域の宝」に関する取り組みを支援

一本化

<地域の宝磨き上げ事業>

旧ふるさと創生基金事業

旧地域の宝磨き上げ事業

- ・ 地域の実情に応じて事業費の柔軟な配分を可能とする。
- ・ 選定された「地域の宝」以外の地域資源の磨き上げなど、幅広い取り組みを支援する。

※名称は地域の「宝磨き上げ事業」として一本化するが、ふるさと創生基金事業の趣旨も継承する。

<平成 31 年度の事業>

- ・ 事業名称のみ一本化することとし、事業実施方法は従来どおりとする。(申請や採択方法、地域委員会での承認など)

<平成 32 年度以降の事業>

- ・ 地域委員会に事業内容を報告し、意見を伺う。(地域委員会での承認の要否等はそれぞれの支所で判断)

※上記の見直しは現在検討中のものであり、予算の状況等により変更となる可能性があります。